大阪教育大学学生表彰実施要項

（趣旨）

１　この要項は，大阪教育大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第９条の規定に基づき，表彰の実施に関し必要な事項を定める。

（表彰者の公募及び締切り）

２　推薦は公募し，学内掲示等により広く周知するものとする。

３　推薦の締切りは，学長表彰にあっては対象者が卒業又は修了する年度の２月末日，学長特別表彰にあっては表彰の対象とする功績，業績，成果，貢献及び行為等がなされた時期と同年度の２月末日とすることを原則とする。

（表彰の時期）

４　学長表彰は学位記授与式又は修了証書授与式の日に，学長特別表彰は表彰の対象となる翌年度の入学式の日に行うことを原則とする。

（表彰の基準の詳細）

５　規程第３条第１項に規定する基準の詳細は，次に掲げるとおりとする。

（１）　学術・課外活動等において社会的に顕著な功績をあげ，他の学生の範となる学生

（２）　社会活動において優れた評価を受け，かつ，本学の名誉を著しく高めたと認められる学生

（３）　学業が特に優秀とみなされ，他の学生の範となる学生

（４）　その他前３号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生

６　規程第３条第２項に規定する基準の詳細は，次に掲げるとおりとする。

（１）　第１号関係

国際的若しくは全国的規模の学会から賞を受けた場合，社会的に高い評価を受けた場合など，顕著な業績をあげたと認められる学生等

（２）　第２号関係

ア　体育活動でオリンピック，世界選手権，アジア大会等の国際レベルの競技会に出場し，優れた成績を収めた学生等

イ　体育活動で国民体育大会，日本選手権等の権威ある国内最高レベルの競技会に出場し，優れた成績を収めた学生等

ウ　体育活動で全国規模の競技会に出場し，優れた成績を収めた学生等

エ　芸術・文化活動で国際レベルのコンクール等で高い評価を得た学生等

オ　芸術・文化活動で権威ある国内最高レベルのコンクール等で高い評価を得た学生等

カ　芸術・文化活動で全国規模のコンクール等で，高い評価を得た学生等

（３）　第３号関係

ア　ボランティア活動等において，顕著な活動が認められた学生等

イ　人命救助，犯罪防止，災害防止に貢献した学生等

（４）　第４号関係

その他前３号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生等

（表彰の公表の詳細）

７　規程第７条に規定する公表は，ホームページ，広報誌等に掲載するとともに，学内掲示板に掲示することにより広く行うものとする。

附　則

この要項は，平成１７年４月１日から施行し，学長表彰にあっては在学期間中に，学長特別表彰にあっては平成１７年４月１日以降に，それぞれ基準に該当する業績，成果，貢献及び行為等があった学生等から適用する。